

一時的保育のしおり



もくじ

1	一時的保育事業とは	1 ページ
2	対象となる方	1 ページ
3	利用形態	1 ページ
4	保育時間及び定員	2 ページ
5	給食について	2 ページ
6	送迎について	2 ページ
7	臨時休園になる場合	2 ページ
8	健康管理について	3 ページ
9	利用料について	3 ページ
10	申し込みについて	4 ページ
11	その他	4 ページ
12	一時的保育事業実施園	4 ページ

1 一時的保育事業とは

保護者の就労や病気などにより、継続的又は一時的に家庭での保育が出来ない児童を一定期間、緊急・一時的にお預りする事業です。

2 対象となる方

近隣に祖父母など保育のできる親族がいない方で、保護者及び本人が市内にお住まいの、生後8ヶ月になった翌日から就学前の未就園の児童。

3 利用形態

(1)非定型的保育サービス事業

保護者の就労、職業訓練、就学により、週3日(月14日)を限度として断続的に保育が必要な場合。期間は利用開始日より最長3ヶ月で、継続して利用する場合は再申請できます。

※ 3歳未満の児童については保護者の内職を理由とした利用はできません。

※ 幼稚園在籍の児童については、園の長期休暇(春・夏・冬休みのうち幼稚園で一時預かりをしていない日)のみ利用することができます。在園証明書の提出が別途必要になります。ただし、土曜日の利用はできません。

(2)緊急保育サービス事業

緊急・一時的に保育が必要な場合(保護者の疾病、災害・事故、出産、親族の急な看護・介護など社会的にやむをえない理由)に利用することができます。期間は利用開始日(出産を事由とする利用の場合は出産日)より1ヶ月以内で、日曜・祝日および利用しない日を除き、14日間利用することができます。

(3)リフレッシュサービス事業

未就園の児童を養育する保護者の育児に伴う精神的、肉体的負担を解消するために保育が必要な場合。期間は1ヶ月以内で1日を限度とします。

※ 土曜日の利用はできません。

※ 利用時間は午前8:30から午後4:00までのうち必要な時間です。(延長保育は利用できません。)

◎ 複数の園でのサービス事業の利用、各サービス事業の併用は原則できません。

4 保育時間及び定員

園名	月～金曜日	延長保育 (月～金曜日のみ)	土曜日
勘生	午前 8:00～午後 4:00	午後 4:00～午後 7:00	午前 8:00～午後 4:00
なかよし	午前 8:00～午後 4:00	午後 4:00～午後 7:00	午前 8:00～午後 1:00
打越	午前 8:00～午後 4:00	午後 4:00～午後 7:00	午前 8:00～午後 1:00
わかば	午前 8:00～午後 4:00	午後 4:00～午後 7:00	午前 8:00～午後 4:00
天王	午前 8:00～午後 4:00	午後 4:00～午後 7:00	午前 8:00～午後 4:00
黒笹	午前 8:00～午後 4:00	午後 4:00～午後 7:00	午前 8:00～午後 4:00

午前 8:00～午後 4:00（8 時間）のうち、保育が必要な時間お預かりします。

また、就労等の状況に応じて利用時間を延長することができます。（別途延長保育利用料が必要となります。）

日曜、祝日及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）は休園します。

※ 土曜日の延長保育はありません。

※ 定員については各園 1 日あたり概ね 10 人です。申込みをされても希望日に利用できないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

5 給食について

給食は、保育園に通園している児童と同じ給食を提供します。3 歳児以上児の給食費は、1 食 210 円です。アレルギー等については事前に連絡してください。

6 送迎について

- ・送迎にあたっては、承諾を受けた保育時間を必ず守ってください。
- ・家族以外の方が送迎する場合は、事前にお知らせください。
- ・緊急連絡先を必ずお知らせください。
- ・利用を取り消す場合は、当日の午前 9 時までにご連絡ください。

7 臨時休園になる場合

- ・感染症のおそれがある病気が発生し、医師または保健所長が必要と認めた場合。
- ・地震等で家屋・道路や橋が破壊されている場合。
- ・その他火災等により児童の生命、身体に危険があると認められる場合。
- ・特別警報・暴風警報が発令され、午前 11 時までに解除されない場合。
(なお、午前 11 時までに解除された場合は、解除より 1 時間後に登園可能となります。)
- ・保育時間中に特別警報・暴風警報が発令された場合。
- ・大雨・洪水警報が発令され、危険な状況が予想される場合。

※台風接近時、各自気象情報に留意し、すみやかに迎えに来てください。

※気象警報の区域：「愛知県全域」「愛知県西部」「西三河北西部」

8 健康管理について

- ・登園前に身体に異常がみられたときは家庭で検温し、症状と体温を必ず保育士に伝えてください。
- ・保育中に発熱（37.5℃以上）したときは保護者に連絡をしますのでお迎えをお願いします。
- ・保育中にけがをしたときは園で応急の処置をとり保護者に連絡します。
- ・薬の服用は園では行いません。
- ・感染症にかかったときは登園できません。治癒後すぐに登園する場合は登園許可証明書（治癒証明書）が必要です。**（証明にかかる費用は個人負担となります。）**

治癒証明を必要とする病気

インフルエンザ、百日咳、はしか（麻疹）、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、髄膜炎菌性髄膜炎

- ・健康状況を把握するため「健康の記録」を利用前に提出していただきます。

9 利用料について

利用料は次のとおりです。

一時的保育利用料 ※年齢は毎年度4月1日現在の年齢を適用します。
(午前 8:00～午後 4:00)

年齢区分	利用料（日額）
3歳未満児	2,100円
3歳以上児	590円

延長保育利用料

時間区分	利用料（1回）
午後 4:00 から 1 時間未満	100円
午後 5:00 から 1 時間未満	100円
午後 6:00 から 1 時間未満	100円

給食費

3歳以上児	210円（1食）
-------	----------

支払いは園でお渡しする納付書を使用し、利用日翌月の10日までに指定の金融機関の窓口でお支払いください。（お支払い後、納付書の控えを園に提出してください。）

※支払い方法については、各園にてご確認ください。

1.0 申し込みについて

事業の種類別	必要書類	申し込みの時期	申し込み先
非定型的保育サービス事業	①一時的保育利用申込書 ②一時保育利用計画書 (受付後は前月 10 日までに提出) ③就労証明書、在学証明等 ④在園証明書(幼稚園在籍者)	利用希望日の 1ヶ月前から受付	利用する 各一時的保育 事業実施園
緊急保育サービス事業	①一時的保育利用申込書 ②医師の診断書、母子手帳等	随時受付	
リフレッシュサービス事業	①一時的保育利用申込書	毎月 10 日～15 日受付 (月ごとに申込み)	

(期限までに必要書類を提出されない場合は利用をお断りすることがあります。)

※申込み受付日が土・日・祝日の場合は、前平日が申込み受付日となります。

※申込み受付時間帯は原則 8:30～17:00 です。この時間帯に申込みできない場合は、事前に保育園までご相談ください。

※非定型的保育サービス事業を継続利用するため再申請する場合は、申請ごとに利用申込書と就労証明等の提出が必要です。

※緊急保育サービス事業は継続利用できません。

1.1 その他

- ・利用日を守ってください。利用日を変更される場合は早めにご相談ください。
- ・持ち物にはすべて名前を記入してください。

1.2 一時的保育事業実施園

保育園名	住所	電話番号
筋生保育園	筋生町仲田 4 8 番地 1	3 4 - 7 5 5 7
なかよし保育園	西一色町二ノ沢 8 番地 2	3 2 - 3 0 4 8
打越保育園	打越町畦違 3 1 1 番地	3 4 - 0 1 2 3
わかば保育園	三好町大坪 5 4 番地	3 4 - 1 1 5 1
天王保育園	三好町天王 5 1 番地 2 0	3 2 - 2 3 4 6
黒笹保育園	福谷町西大山 1 番地 3 1	3 6 - 5 1 0 7

1.3 幼児教育・保育の無償化について

- ・3歳児から5歳児までの子どもと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもは、保育料が無償化されます。
- ・無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※保育園、幼稚園等を利用できていない方が対象となります。
※保護者が1か月につき60時間以上の就労をしているなどの要件があります。